

ごみや資源物の分け方

捨てればごみ、分ければ資源
限りある資源を守るため、分別を徹底しましょう!!

対象となるごみや資源物の種類

もやせるごみ

生ごみは水きりを!
雑がみは古紙の日に!

台所ごみ・紙くず・草・葉 など



皮革類



ゴム類



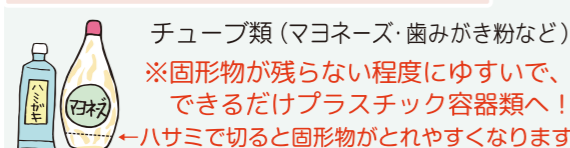
その他



プラスチック製品 ※繰り返し使うものが対象



汚れの落ちないプラスチック容器類



もやせないごみ

陶磁器類



ガラス類



その他



金属類

※電池やバッテリーは必ず外してください。
外せない電化製品は「もやせないごみ」へ

金属製品



電化製品



リサイクルします! 使用済小型家電のボックス回収にご協力を

回収対象品目 回収ボックスの投入口「25cm×10cm」に入る次の14品目
※携帯電話の投入口は別です。

携帯電話 (スマートフォン・PHSを含む) 携帯ラジオ 携帯テレビ 電子辞書 電子機器付属品 (ACアダプター、リモコン、充電器、コード・ケーブル類など)
デジタルカメラ ビデオカメラ 外付ハードディスク 火災報知機
ポータブルDVDプレーヤー ポータブル音楽プレーヤー 電卓 小型ゲーム機 (携帯型) ノートパソコン

注意事項

- ◎個人情報、必ず消去してください。
- ◎一度投入した小型家電は返却できません。
- ◎外せる電池は外して!

■回収ボックス設置場所
鹿児島市役所(東別館、みなと大通り別館、谷山支所、伊敷支所、吉野支所、桜島支所、東桜島合同庁舎、吉田支所、喜入支所・喜入公民館、松元支所、郡山支所)/サンエールかごしま/北部清掃工場/かごしま環境未来館/鹿児島中央駅市民プラザ/鹿児島市立図書館/桜島フェリーターミナル(鹿児島港)/エディオン鹿児島南店/オアシアミスマイオンモール鹿児島/山形屋ストア(紫原店・城西店・西田店・谷山店)/山形屋ショッピングプラザ(明和店・皇徳寺店)

資源物

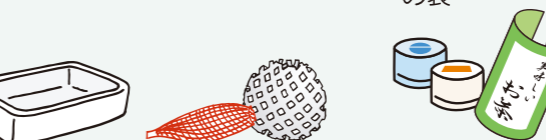
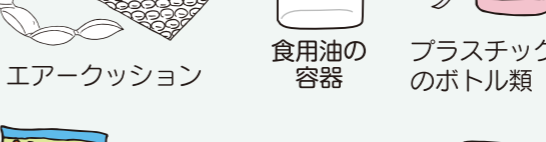
プラスチック容器類

※在宅医療で使用していた栄養剤パックなどはプラマークがついていても「もやせるごみ」へ

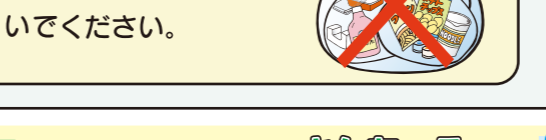


食品や日用品が入っていたもので、商品を取り出した後、不要となるプラスチック製の容器や袋
商品を保護していた緩衝材

※軽く水でゆすいで!



プラスチック容器類は、袋を二重にして出さないでください。



缶・びん ペットボトル

缶・びん 飲み物、食べ物が入っていたもの



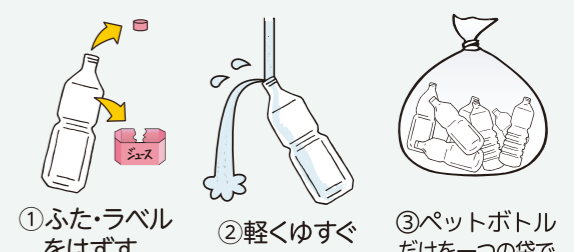
※軽く水でゆすいで!
※「缶」はつぶさずに
※「缶・びん」は一緒の袋に入れる

※びんのふたははずして!
プラスチックのふたはプラスチック容器類へ
金属製のふたは金属類へ

ペットボトル PETマークが表示された水、お茶、ジュース、酒、しょうゆなどのボトル。これ以外はプラスチック容器類へ!



※ふたとラベルははずして!
※軽く水でゆすいで! ※異物は入れないでください。



ふたとラベルはプラスチック容器類へ
※汚れたもの、切断したもの、マジックで書いたもの等は「もやせるごみ」へ

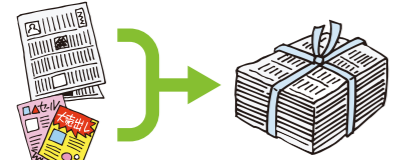
※裏面もご覧ください。

資源物

古紙

(新聞・チラシ/段ボール/紙箱・包装紙等/雑誌類/紙パック)

新聞・チラシ



※チラシも一緒に束ねてください。

段ボール

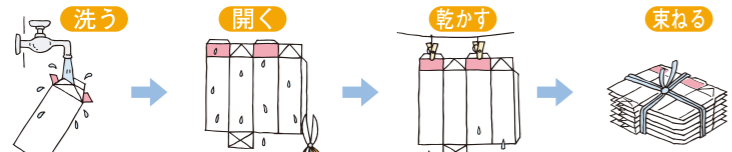
断面が三層になっているもの



※平たくのばしてください。

紙パック

500ml以上の飲料用紙容器で、中にアルミが貼っていないもの



※洗って開いて乾かしてから、束ねて出してください。
※アルミが貼ってあるもの(焼酎の紙パックなどは、もやせるごみに出してください。

雑がみ ※名刺サイズ以上のもの



※平たくのばしてください。45ℓまでの透明袋・紙袋 外さなくてもOK!

束ねるか、45ℓまでの透明袋、又は紙袋に入れて出せます。
紙袋で出すときは、袋の口を、テープかひもでとめてください。
お菓子やティッシュの箱、封筒、小さな紙も全部入れられるので、簡単に出すことができます。

衣類



極度に汚れているものや破れているもの以外は衣類として出せます。

繊維類



※上記以外の繊維類は「もやせるごみ」に出してください。

1. 雨の日は、出すのを控えるか、束ねたあと透明ごみ袋に入れて出してください。(衣類は、雨の日に出すのは控えてください。)
2. 45リットルまでの透明袋に入らない、ふとん・カーペットは、粗大ごみになりますので、粗大ごみ受付に申し込みをしてください。

電球・蛍光灯/乾電池

電球・蛍光灯/乾電池 / スプレー缶類

電球・蛍光灯

電球 直管蛍光管 丸型蛍光管 (LED含む)など
※箱から出してください。
※ガムテープなどで巻かないでください。
※割れたものはもやせないごみへ



乾電池



マンガン乾電池
アルカリ乾電池

スプレー缶類



スプレー缶 カセットボンベ
※中身を使いきって出してください。
穴はあけないでください。

小型充電式電池等



小型充電式電池 小型充電式バッテリー

リチウムイオン電池 ニカド電池
ニッケル水素電池 など
電動自転車用バッテリーも対象。
端子部分にテープを貼って絶縁を。
※鉛蓄電池(自動車用バッテリー等)は出せません。

充電式電化製品

充電式ひげそり 電子タバコ など
長さが25cmまでのもの。
25cmを超えるもので45ℓの透明袋に入れて口が結べる場合は「もやせないごみ」、口が結べない場合は「粗大ごみ」

1. 電球・蛍光灯は、割れないように気をつけて透明ごみ袋に入れて出してください。
2. ボタン電池は回収できません。電化製品から取り外して、回収協力店へ持ち込んでください。
3. 電球・蛍光灯と乾電池、小型充電式電池等、スプレー缶類は別々の袋に入れて出してください。
4. スプレー缶・カセットボンベは中身のガスを使いきって出してください。
5. 古紙と電球等の日は収集車が異なりますので、左右に分けて出してください。

資源物

剪定枝

- 庭木を剪定した際に出る枝
- 枝が細く短いものや葉の割合が多いものも含む。
- 枝の直径10cm以内かつ長さ50cm以内のもの

剪定枝はごみステーションに出すことができません。

電話で戸別収集をお申し込みください。

1. 電話申込の際、収集日をお伝えします。(通常約1週間後)
2. ひもで束ねるか、束ねることができない場合は45リットルまでの透明袋に入れて、収集日当日の朝8時30分までに、門前等に出してください。剪定枝以外のものを出さないでください。米袋、土のう袋は使用できません。立ち合いは不要です。

(出し方) ひもで束ねるか、または45リットルまでの透明袋に入れて出してください。米袋、土のう袋は使用できません。



【お申し込み先】
鹿児島市環境サービス財団 ☎099-268-8888
受付時間：月～土曜日 8:30～17:15 ※12月31日から1月3日を除く

枝の直径10cmを超えるもの又は長さ50cmを超え2m未満のもの 粗大ごみになります。
※粗大ごみのお申し込みなどを!
※剪定業者等が剪定したものは、収集しません。

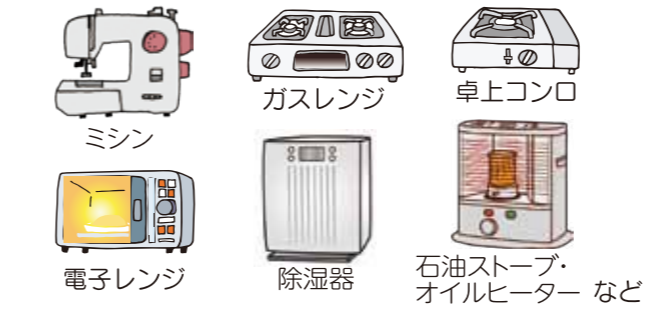
粗大ごみ

市が行う「粗大ごみ」の収集は有料(大きさ等により1点350円か700円)となります。
なお、ご自分で持ち込まれる場合は、100kg以下は無料です。
100kgを超える場合は、10kgにつき70円の手数料が必要です。

45リットルの透明袋に入れて口が結べないもの



45リットルの透明袋に入っても粗大ごみになるもの



1. 事前の申し込みが必要です。
・電話で申し込む場合 ☎099-806-8141
受付日時:月～金8:30～17:15(祝日・12/29～1/3を除く)
・Webから申し込む場合(二次元コードからアクセス)
(24時間365日申し込み可能。キャッシュレス決済利用可)
※月曜日や午前中は電話が混みます。
※申し込みから収集まで通常約2週間を要します。(家屋内収集は約2～3か月)
※申し込みは最大5点までです。
※申し込み後の品物の追加・変更はできません。
また、次の申し込みは収集日の翌日から可能となります。
※申し込み品で調査が必要な場合があります。
2. バイクは必ず油を抜き、バッテリーやナンバーをはずしてください。
3. 石油ストーブは、必ず油や乾電池を抜いてください。
4. 卓上コンロは、カセットボンベを必ずはずしてください。

市が収集しないもの

- 事業系ごみ (商店、工場、事務所、会社、学校などの事業活動に伴い生じたごみ)
※家庭系ごみ以外は事業系ごみです。事業系ごみはステーションには出せません。
- 家庭から一時的に多量に発生したごみ (引越しごみ、リフォームによるごみ、草・葉など)
※市の許可を受けた業者に処理を依頼するか、自らの市の施設に搬入してください。
- 法律によってリサイクルしなければならないもの



- 特殊・危険なごみ
鉄柱(長さ2m以上) ピアノ コンクリート片 (太陽熱式温水器を含む) 消火器
タイヤ ブロック 石ころ バッテリー
農機具、砂、土、瓦など 医療系廃棄物 ガスボンベ LPガス協会 (☎099-250-2535)へご相談ください。
※専門業者やメーカー・販売店に処理を依頼してください。
※医療系廃棄物は調剤薬局や医療機関に処理をご相談ください。
- 中身が残っているもの
廃油 灯油 塗料 火薬 農薬 劇薬
※専門業者や販売店に処理を依頼してください。
- 産業廃棄物
※事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められている20種類(汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、がれきなど)
※産業廃棄物の収集運搬許可業者等に処理を依頼してください。
- ボタン電池
ボタン電池は、電化製品から取り外して、回収協力店へ持ち込んでください。(CRまたはBRのボタン電池は、もやせないごみ)